

日時：令和4年7月20日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、栗原参事官、香月参事官、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、大島委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第210回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は四つございます。

議題1「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和4年7月15日付けで、一般社団法人遺伝情報取扱協会より、個人情報の保護に関する法律第47条第3項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされております。資料のとおり、同協会については、令和4年6月1日時点で会員企業が12社、申請時点での対象事業者は8社となっております。

また、同協会は、令和元年3月に設立されており、広く一般市民、個人遺伝情報取扱事業者及び各種団体に対して、個人遺伝情報の厳格な保護と適切な利用に関する事業を行い、個人遺伝情報取扱業界の発展に寄与することにより、健康で豊かな社会に貢献することを目的とする団体でございます。

同協会からの申請を受け、個人情報の保護に関する法律第49条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）などに基づいて審査を行っております。

資料の別添1を御覧ください。本資料は、個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定められた、申請のために委員会に提出すべき書類が提出されているかを確認したものであり、不備は認められませんでした。

次に、資料の別添2を御覧ください。本資料は、個人情報の保護に関する法律第49条各号に定められた認定の基準に基づき審査をした結果をまとめたものであり、いずれも適合するものと認められております。

同協会を認定個人情報保護団体として認定した場合には、個人情報の保護に関する法律第47条第1項及び第2項に基づき、認定する旨を別添3の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づいて課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき、納期の期限及び書類を定め、別添4のとおり通知することとしたいと存じます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、原案のとおり、一般社団法人遺伝情報取扱協会を、認定個人情報保護団体として認定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。一般社団法人遺伝情報取扱協会の認定は、個人情報の保護に関する法律第47条第1項及び第2項に基づく特定分野型認定団体として初めての認定となります。事務局においては、所要の進捗を進めてください。

また、今後も、個人情報等の適正な取扱いの推進のために、各省庁とも連携の上、認定個人情報保護団体を増やしていけるように、関係する団体に積極的に働きかけていただければと思います。

本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要を公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題以降は、監督関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

(監督関係者以外退席)

○丹野委員長 それでは、議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○事務局 公表文につきましては、柱書きとして、個人情報保護委員会は、本日、多数の破産者等の個人情報を個人情報の保護に関する法律に反して取り扱っているウェブサイトの運営者に対し、個人情報保護法第145条第1項に基づき、以下のとおり本ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止するよう勧告した、と記載しまして、勧告の理由として、勧告文に記載している理由を記載し、勧告事項等として、勧告文に記載した勧告内容及び公示送達を行った旨を記載する予定であります。

なお、本議題については、公表資料の範囲で公表することとしたいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

(内容については非公表)

ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてもお諮りいたします。事務局から先ほど説明がありましたとおり、本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、次の議題に移ります。

議題4「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要につきましては、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。